

2022年（令和4年）1月14日

報道関係者各位

第二東京弁護士会
会長 神田 安 積
新潟県弁護士会
会長 若槻 良 宏
熊本県弁護士会
会長 原 彰 宏
兵庫県弁護士会
会長 津久井 進

「災害対策における共助に関する協定書」調印式の実施について

（共同記者発表のご案内）

日頃、弁護士会の諸活動にご理解、ご協力をたまわり、ありがとうございます。
さて、第二東京弁護士会、新潟県弁護士会、熊本県弁護士会、及び兵庫県弁護士会（以下、「四会」といいます。）は、2022年（令和4年）1月21日（金）に、「災害対策における共助に関する協定書」（以下、「本協定書」といいます。）を調印し、協定書調印式会場にて四会による共同記者発表をする運びとなりましたので、ご案内をいたします。

地震や豪雨など、全国各地における大規模な自然災害の発生が珍しいものとはならなくなった昨今、弁護士会では、災害発生時の業務継続計画や、法律相談を始めとする被災者支援活動態勢構築のために、平時より検討を重ね、活動に取り組んでおります。この度のコロナ禍においても、オンラインを利用した活動の有益性を実感し、また支援を求める被災者に自らアプローチする、いわゆるアウトリーチ活動の重要性を再認識しているところです。

このような中、より効果的かつ充実した被災者支援活動を行うためには、個々の弁護士会単独ではなく、他会と連携した協力態勢を構築する必要があると考え、同様の志を有する四会にて、災害対策における共助を目的とした協定書を締結することとなりました。

この協定書締結を機に、弁護士会は、被災者支援により一層精進いたします。

1. 協定書調印式

日 時：2022年（令和4年）1月21日（金）正午より

※ 各会会長の当日の都合から、やや遅れる場合があります。

場 所： 第二東京弁護士会1003号会議室

（東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館10階）

※ 以下URLまたは二次元コードからオンライン（Zoom）によるご出席も可能です。



<https://us06web.zoom.us/j/81143680569?pwd=Y2lpRGp5NXBsQ210a2dUQ1hLbEI4Zz09>

2. 協定書の名称：「災害対策における共助に関する協定書」

3. 協定の内容（概要）：

- (1) 各会と連携した安否確認訓練・各種訓練の実施
- (2) 防災あるいは被災者支援活動に関する情報交換、情報提供等
- (3) 災害時における会員安否確認の協力、業務継続の支援、被災者支援活動の実施
- (4) 四会間の平時よりの連絡態勢の構築や定期的な協議会の開催
- (5) その他

4. 備考

(1) 本協定は、自治体間の相互応援協定等を参考としたものであり、平時より四会間のコミュニケーションを深めて連携活動に取り組み、信頼関係を構築することにより、災害時の対応、対策に関する共助を実現することが目的となっています。

(2) 四会のうち、第二東京弁護士会と新潟県弁護士会との間では、すでに2017年（平成29年）9月14日付協定書が存在するほか、他会同士の協定など、遠隔地間の弁護士会の協定締結の動きは全国的なものとなりつつあります。これは、大規模かつ広域に被害が生じるような災害が発生する場合には、近隣の弁護士会のみでは支援態勢の構築に難が生じ、また近隣弁護士会自身も被災による支援を求める事態が生じるおそれがあるからです。そして、例えば、災害関連法規や支援制度等の調査や情報提供、被災者に対する電話相談など、遠隔地からの支援は可能であり、東日本大震災を始めとする過去の災害においてもすでに実践しているところです。

本協定に参加する四会は、いずれも直接の被災経験もしくは豊富な被災者支援活動の経験を有する弁護士会です。地域も規模も異なる弁護士会同士が集まることができたのは、互いの活動を認め合い、過去の経験の共有と今後の活動の共同を求めたからに他なりません。東京、新潟、熊本、兵庫という多様な地域が一堂に会する協定書は、全国的に見ても未だ他にはなく、大規模災害発生時における被災者支援活動や、日本弁護士連合会の全国的な支援活動の充実化にも資するものと考えております。

(3) 今年度はコロナ禍により、隔地同士の各会間の往来は極端に制限されたものの、コロナ禍も災害の一種であり、また今後の活動の参考になるものと捉え、オンラインを利用した会議の開催や意思疎通を積極的に行ってきました。

(4) 調印式の後、午後1時より、四会合同の第1回協議会を開催する予定です（オンライン利用）。今回は、主に災害発生時の初期対応を想定し、地域も規模も異なる各会が有する事情を共有し、被災地会に対する支援の方法やあり方について議論する予定です。

【本件に関するお問い合わせ先】

第二東京弁護士会 法律相談課 担当：芳賀 TEL03-3581-2250